

2017年2月8日

各 位

会 社 名 富士通株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 達也
(コード番号 6702 東証第1部)
問合せ先 執行役員 広報 IR 室長 山守 勇
電話番号 03-6252-2175

(開示事項の経過) 「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)」

の経過に関するお知らせ

2017年2月7日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)」にて公表いたしました自己株式取得の取得期間の詳細が本日本記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得期間

(新) 2017年2月9日から2017年3月8日まで

(旧) 当社株式の海外市場における売出しに係る売出価格決定日の翌営業日から当該売出価格決定日の20営業日後の日まで

(注) 本日公表の「売出価格の決定に関するお知らせ」に記載のとおり、当社株式の海外市場における売出しの売出価格が本日2017年2月8日に決定したことに伴い、本自己株式取得の取得期間の詳細が決定したものです。

(ご参考) 自己株式の取得に関する決議内容(2017年2月7日公表分)

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 39,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.9%)
- ・株式の取得価額の総額 250億円(上限)
- ・取得期間 当社株式の海外市場における売出しに係る売出価格決定日の翌営業日から当該売出価格決定日の20営業日後の日まで
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

以 上

ご注意：この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。